

兵庫県公報

平成26年9月24日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	1
県議会告示	
○ 兵庫県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程	3

公布された法令のあらまし

●兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

政務活動費に対する県民の理解を得るとともに本県議会に対する信頼をさらに高めるため、政務活動費の適正な使用を確保し、その使途の透明性をより向上させる観点から政務活動費制度の見直しを行う。

条 例

兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第33号

兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県政務活動費の交付に関する条例（平成13年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び議員」を削り、同条の次に次の2条を加える。

（会派及び議員の責務）

第1条の2 会派及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その使途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 会派は、政務活動費の適正な使用を確保するため、その使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない。

（議長の責務）

第1条の3 兵庫県議会議長（以下「議長」という。）は、政務活動費制度の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

第2条第2項中「会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2」を「別表」に改める。

第3条中「及び議員」を削る。

第4条第1項中「500,000円」を「450,000円」に改め、同条第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第5条第1項中「及び会派の所属議員」を削り、「、所属議員氏名並びに会派交付月額及び所属議員交付月額」を「及び所属議員氏名」に、「兵庫県議会議長（以下「議長」という。）」を「議長」に改める。

第6条第1項中「及び政務活動費の交付を受ける議員」を削り、同条第2項中「若しくは」を「又は」に改め、「、又は議員の異動が生じたとき」を削る。

第7条第1項及び第2項中「及び議員」を削る。

第8条第1項中「又は議員」を削り、同条第2項中「増加し、又は議員が当選した」を「増加した」に、「代表者又は議員」を「代表者」に改め、同項第1号中「又は議員が当選した場合」及び「又は当該議員の任期開始の日」を削る。

第9条第1項中「又は議員」を削り、同項第1号中「又は氏名」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中

「前3項」を「前2項」に改め、「証拠書類」の右に「並びに収入及び支出に係る会計帳簿」を加え、同項を同条第3項とし、同条の次に次の2条を加える。

(議長の調査)

第9条の2 議長は、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、政務活動費の適正な使用を確保するため、必要に応じてその内容の調査を行うものとする。

(議長の是正勧告及び命令)

第9条の3 議長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、会派に対し、収支報告書の内容の是正を勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた会派が、正当な理由なく当該勧告に応じない場合には、議長は、当該会派に対し、相当の期間を定めて収支報告書の内容の是正を命ずることができる。

3 議長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、第12条第1項に規定する兵庫県議会政務活動費調査等協議会の意見を聴くとともに、当該命令を行おうとする会派に対し、十分な弁明の機会を与えなければならない。

4 議長は、第2項の規定による命令を行ったときは、当該命令の内容を公表するものとする。

5 第2項の規定による命令を受けた会派が、当該命令で定めた期間を経過してもなお収支報告書の是正を行わない場合は、当該収支報告書は、当該命令の内容に従って修正されたものとみなす。

第10条第3項を削り、同条第4項中「又は議員」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、「又は議員」を削り、同項を同条第4項とする。

第12条を次のように改める。

(兵庫県議会政務活動費調査等協議会)

第12条 政務活動費の適正な使用に関する事項を調査審議するため、議会に兵庫県議会政務活動費調査等協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、議長の諮問に応じ、次に掲げる事務を調査審議する。

(1) 第9条の3第3項に規定する収支報告書の是正命令に係る意見に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、政務活動費の適正な使用に関すること。

3 協議会は、委員3人以内で組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから、議長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、議長が定める。

附則第2項の前の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項各号列記以外の部分中「第3条」を「第4条」に、「平成23年」を「平成27年」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 月の初日に存在する会派に係る政務活動費 150,000円に月の初日における当該会派の所属議員数を乗じて得た額

(2) 平成27年6月11日以降最初に招集される議会の初日に存在する会派に係る政務活動費 300,000円に同日における当該会派の所属議員数を乗じて得た額

附則第3項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

別表第1中「会派に交付する政務活動費に係る政務活動に要する経費」を削り、同表調査研究費の項中「会派」の右に「又は議員」を加え、同表研修費の項1中「会派」の右に「又は議員」を加え、同項2中「所属議員及び会派」を「議員及び会派又は議員」に改め、同表会議費の項から人件費の項までの規定中「会派」の右に「又は議員」を加える。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行後速やかに、平成26年度分の政務活動費の交付に係る変更の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

3 この条例の施行の日において改正前の兵庫県政務活動費の交付に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第8条の規定により現に平成26年度分の政務活動費の交付を受けている議員に係る政務活動費の当該年度分の収支報告書の提出及び政務活動費の返還については、改正後の兵庫県政務活動費の交付に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第9条及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合に

において、改正前の条例第9条第4項中「政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し」とあるのは、「政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写し」とする。

- 4 改正後の条例第9条の2及び第9条の3の規定は、前項の議員についても、適用する。この場合において、改正後の条例第9条の2中「前条」とあるのは「兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第33号）による改正前の兵庫県政務活動費の交付に関する条例第9条」と、改正後の条例第9条の3中「会派」とあるのは「会派及び議員」とする。

県 議 会 告 示

兵庫県議会告示第1号

兵庫県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年9月24日

兵庫県議会議長 梶 谷 忠 修

兵庫県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程

兵庫県政務活動費の交付に関する規程（平成13年兵庫県議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「及び議員」を削る。

第4条中「政務活動費の交付を受けようとする会派については会派に係る」及び「により、議員については議員に係る政務活動費請求書（様式第6号）」を削る。

第5条中「政務活動費の交付を受けた会派については様式第7号のとおり、議員については様式第8号」を「様式第6号」に改める。

第7条の見出し中「証拠書類等」を「領収書等」に改め、同条中「及び議員」を削り、「会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等」を「条例第9条第3項に規定する領収書等の写しの原本」に、「これらの書類を条例第9条」を「同条」に改める。

様式第1号中

「6 会派交付月額及び所属議員交付月額（1人当たり月額）

会派交付月額	円	
所属議員交付月額	円	」

を削る。

様式第2号中

「

異動のあった所属議員氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員氏名)
会派交付月額及び所属議員交付月額（1人当たり月額）	会派交付月額 円 所属議員交付月額 円	会派交付月額 円 所属議員交付月額 円

」

を

「

異動のあった所属議員氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員氏名)

」

に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

年 月 日
兵庫県知事 様
兵庫県議会議長 印
政務活動費の交付を受けようとする会派について
兵庫県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派について、別紙会派結成（異動、解散）届のとおり通知します。

様式第6号を削り、様式第7号を様式第6号とする。

様式第8号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日において現に平成26年度分の政務活動費の交付を受けている議員に係る収支報告書の様式については、なお従前の例による。